

○関東地方整備局告示第二百七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年六月十一日

関東地方整備局長 越智 繁雄

第1 起業者の名称 東京都

第2 事業の種類 都道八王子五日市線（秋川街道）改築工事（東京都八王子市中野上町四丁目地内から同市中野町地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 東京都八王子市中野上町四丁目、中野上町五丁目、檜原町及び中野町地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、東京都八王子市中野上町四丁目地内から同市中野町地内までの延長651mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「都道八王子五日市線（秋川街道）改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道であることから、法第3条第1項に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

都道八王子五日市線（秋川街道）（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の

規定により東京都知事が都道に認定した路線であり、同法第15条の規定により東京都が道路管理者であることなどから、起業者である東京都は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、東京都八王子市八木町を起点とし、同市中野町を經由して、東京都あきる野市五日市を終点とする延長19.267kmの主要幹線道路である。

八王子市内における本路線は、東日本旅客鉄道株式会社八王子駅、西八王子駅及び京王電鉄株式会社京王八王子駅が存する八王子市中心市街地の北西部に位置する。沿道には商店、事務所及び住宅等が連担し、周辺には大学や高校等の学校教育施設が点在しており、地域住民の通勤通学等の日常を支える生活道路である。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、自転車歩行者道が整備されていないことから、歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）は、路肩や車道の通行を余儀なくされ、交通事故が発生するなど、安全かつ円滑な交通が確保されていない状況にある。また、停車帯が設置されていないため、路線バスをはじめとする後続車両の対向車線部分へのはみ出し通行が生じることから、円滑な自動車交通が阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、自転車歩行者道が整備され、歩行者等と自動車の交通が分離されることから、歩行者等の安全な通行が確保され、交通事故の危険性の低減に寄与するものである。また、停車帯が整備され、自動車交通の円滑化も図られることから、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保にも寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、

起業者が平成26年12月に環境影響評価法等に準じて、任意で騒音及び振動等に関する環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

起業者が平成26年に任意で行った調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、東京都八王子市教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第2級の規格に基づき、現道拡幅方式により自転車歩行者道及び停車帯の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成24年12月13日条例第147号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和36年10月5日に都市計画決定され、平成元年6月16日に変更決定された都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがっ

て、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自転車歩行者道及び停車帯が整備されていないことから、できるだけ早期に歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、八王子市等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

#### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 東京都八王子市役所